

○南会津町会津高原スキー場条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第137号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町会津高原スキー場条例（平成18年南会津町条例第168号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開始及び休止)

第2条 条例第1条に定める南会津町会津高原スキー場（以下「スキー場」という。）の開始及び休止は、積雪等の状況により毎年町長が定めるところによる。

(リフトの運行時間)

第3条 リフトの運行時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、町長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 南会津町会津高原だいくらスキー場

| 区分   |     | 運行時間               |
|------|-----|--------------------|
| 昼間運行 | 休日等 | 午前7時から午後6時まで       |
|      | 平日  | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 夜間運行 |     | 午後6時から午後9時まで       |

(2) 南会津町会津高原たかつえスキー場

| 区分   |        | 運行時間               |
|------|--------|--------------------|
| 昼間運行 | 平日・休日等 | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 夜間運行 |        | 午後4時30分から午後8時30分まで |

(3) 南会津町会津高原高畑スキー場

| 区分   |        | 運行時間         |
|------|--------|--------------|
| 昼間運行 | 平日・休日等 | 午前8時から午後5時まで |

(4) 南会津町会津高原南郷スキー場

| 区分   |        | 運行時間                              |
|------|--------|-----------------------------------|
| 昼間運行 | 平日・休日等 | 午前 5 時30分から午後 4 時30分まで（第 1 ペアリフト） |
|      |        | 午前 8 時から午後 4 時30分まで               |
| 夜間運行 |        | 午後 4 時30分から午後 9 時まで（第 1 ペアリフト）    |

（利用料金の減免の基準）

第 4 条 条例第13条の規定に基づく利用料金の減免は、次のとおりとする。

- (1) 町内の小中学校のスキー教室における利用料金は、無料とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に認めるとき。

（遵守事項）

第 5 条 スキー場を利用しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずにスキー場の敷地内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。
- (2) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (3) 騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他指定管理者が定める事項に違反しないこと。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 3 月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田島町台鞍山スキー場条例施行規則（昭和57年田島町規則第24号）、舘岩村営スキー場設置及び管理・運営に関する条例施行規則（昭和55年舘岩村規則第6号）、伊南村高畑スキー場条例施行規則（平成元年伊南村規則第22号）又は南郷スキー場条例施行規則（昭和51年南郷村規則第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。